

高校生が塾代に使う奨学金

生活保護の減額対象外に

生活保護を受けている家庭の高校生がアルバイト代や奨学金を塾代に使うと保護費を減らされるルールが、10月から見直されることになった。政府は子どもの貧困対策に力を入れてお

り、親から子への「貧困の連鎖」を防ぐ狙い。塾代にあてる場合は生活保護費の減額対象外とするよう、厚生労働省が運用を変える。

▼3面Ⅱ大学入学科はまだ生活保護費は最低限の生活に必要な費用に対し、世帯収入や資産をあてても足りない分が支給される。収入が増えると、その分は支給額が減らされる。

収入には子どものアルバイト代や奨学金も含まれ

アルバイト代 奨学金

学習塾	アルバイト代		奨学金	
	新	新	新	新
授業料	○	○	○	○
入会金	○	○	○	○
模試代	○	○	○	○
教材費	○	○	○	○
交通費	○	○	○	○
部活動費の不足分	○	○	○	○
修学旅行費	○	○	○	○
私立の授業料の不足分	○	○	○	○
受験料	○	○	×	×
入学料	○	○	×	×

10月から新たに認められる
以前から認められていた
認められない

収入除外の範囲

生活保護費を減らされない使い道は...
部活動に必要な定額は保護費から支給される

だが、昨年夏に政府が閣議決定した子どもの貧困対策大綱に「進学費用の経費にあてられる場合は収入

教材費、塾に通う交通費に使う分は収入として扱わないことにする。

厚生労働省によると、生活保護世帯の高校生は2013年度で約5万7千人。現行では塾代にあてると保護費を減らされるため、子どもが進学を諦めるケースもあるとされる。文部科学省などによると、昨年度の大学進学率（短大などを含む）は73・0%だが、生活保護世帯に限ると31・7%に落ち込む。

(久永隆二)